

# 獣医師生涯研修事業のページ

このページは、Q & A形式による学習コーナーで、小動物編、産業動物編、公衆衛生編のうち1編を毎月掲載しています。なお、本ページの企画に関するご意見やご希望等がありましたら、本会「獣医師生涯研修事業運営委員会」事務局（TEL：03-3475-1601）までご連絡ください。

## Q & A 公衆衛生編

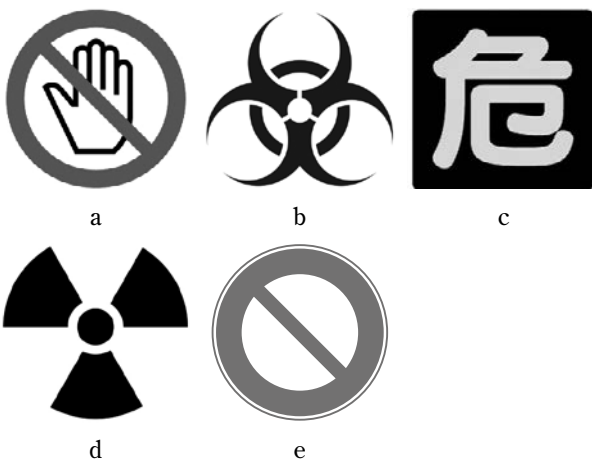
### 「獣医師の活動と廃棄物の処理」

臨床獣医師、公衆衛生獣医師、その他の職域も含め、獣医師はその活動中に多くの廃棄物を排出している。産業廃棄物の排出者として、廃棄物は適正に処理しなければならない。今回は廃棄物についてもう一度確認を行う。

質問1：動物を診療する施設から排出される左のA～Eは、右のa～eのどの廃棄物に分類されるか。なお、選択肢は重複する場合もある。

A. 未使用の注射針	a. 産業廃棄物(廃アルカリ)
B. メス	b. 産業廃棄物(金属くず)
C. 血液塗抹検査に用いたスライドガラス	c. 特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)
D. X線現像液	d. 一般廃棄物
E. 診断薬の説明書	e. 特別管理産業廃棄物(廃油)

質問2：注射針や翼状針などの器具は、感染性廃棄物として損傷しにくく収納しやすい密閉容器に回収後、収集運搬される。この容器に表示すべきマークはどれか。



質問3：使用済みの採血管、注射針、輸液パックなどの不法投棄が発見され、その中の一部には「○△動物病院」と書かれたシールが貼られていた。廃棄物の排出事業者である動物病院に対して、これらの廃棄物の撤去命令が出される可能性のある事例はどれか。

- 感染性廃棄物を取り扱えない無許可業者に廃棄物処理を委託していた。
- 許可を持つ業者に委託していたが、従業員が個人的に不法投棄していた。
- 委託業者が廃棄物を国外に輸出し、海外で不法投棄が発見された。
- 委託していた許可業者が無許可業者に処分を再委託していた。
- 委託した廃棄物の最終処分を確認しなかった。

(解答と解説は本誌 487 頁参照)

## 解 答 と 解 説

### 質問1に対する解答と解説：

A:c B:c C:c D:a E:d

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」では、主に一般家庭から排出される「一般廃棄物」と企業や事業所などの活動から排出される「産業廃棄物」に分類される。一般廃棄物は市町村の指示に従って処理し、産業廃棄物は排出事業者が自らの責任で、自らまたは他人に委託して処理しなければならない。そのため、動物の診療施設などは産業廃棄物を排出する事業者として、自らの責任において廃棄物を適正に処理しなければならない。

さらに、動物診療施設は、人の医療機関と同様に「医療関係機関等」として定義されており、「感染性廃棄物」を排出することがあるが、これらは「特別管理産業廃棄物」として通常の産業廃棄物よりも取り扱いや運搬が厳しく規制されている。

医療器材としての注射針、メス、ガラス製品等の医療廃棄物については、収集や運搬などでこれらを取り扱う関係者の刺傷事故（メカニカルハザード）に配慮する必要があるため、感染性がなく未使用であっても「感染性廃棄物」として扱われる。

二十数年前、注射針などの医療廃棄物は不燃物として取り扱われ、処分方法は病院の自主判断に任されていた。当時は、使用済みの注射針などを敷地内に埋めて処分する病院もあったが、現在は決して許されない。「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」は環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp>）からダウンロードできるので、感染性廃棄物の処理が適正であるか確認していただきたい。

### 質問2に対する解答と解説：

正解：b

感染性廃棄物の入った容器には、収集や運搬のた

めに容器を取り扱う関係者が感染性廃棄物であることを容易に識別できるようにマークを表示することとされており、全国共通のものとしてバイオハザードマークが推奨されている。マークを付けない場合は「感染性廃棄物」と明記しなければならない。

### 質問3に対する解答と解説：

正解：すべて

感染性廃棄物の処分を産業廃棄物処理業者に委託した場合でも、最終処分されるまでは排出事業者が処理責任がある。このため、たとえ委託した業者が不法投棄したとしても、その業者が行方不明になり連絡が取れない場合などでは、最終的に排出事業者である動物病院に対し、投棄された廃棄物の撤去命令が出される可能性がある。処分の料金が安いからと言って適当な処理業者を選んで서는ならない。廃棄物の処理には適正な費用がかかる。

1999年、栃木県小山市の産業廃棄物処理業者が注射器や使用済み紙おむつ、包帯などの医療廃棄物を、再生用古紙、プラスチックと一緒にしてフィリピンに輸出した。フィリピン政府は、有害廃棄物の国際間移動について規制したバーゼル条約に基づき、日本政府に30日以内の回収を要求し、日本政府は廃棄物を回収した。この事件などをきっかけとして産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度が強化され、排出者責任が明確化された。排出事業者は、回収から最終処分までの一連の処理が適正に行われているかを確認しなければならない。現在では、電子マニフェストも導入され、産業廃棄物の積み込みから最終処分までマニフェストにより管理されている。

キーワード：感染性廃棄物、特別管理産業廃棄物、医療廃棄物、排出者責任、廃棄物処理法

※次号は、小動物編の予定です